

様式3

随意契約理由書

担当課
こども課

契約内容	契約件名	房南こども園空調機更新工事			
	業務概要	房南こども園たんぼぼ組の空調機を更新する。			
	契約金額	金1,177,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年7月28日			
	契約期間	令和4年7月28日	～	令和4年9月30日	
	契約の相手	館山市長須賀672 和泉電機株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

3歳児の保育で使用している保育室の空調機が故障し使用できなくなった。隣接する保育室から風を送って対応しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、換気を十分に行わなくてはならず、室温は30度に達してしまう状況である。このような状況での保育は熱中症のリスクが高く危険であるため、早急な対応が必要である。当該機は設置から15年経過して老朽化しており、度重なる故障による空調機の停止を回避するため更新することとする。
当該事業者は今回の故障に際し、何度も当該機について診断しており現場を熟知している。また早急な対応が可能であり価格も適正であるため、当該事業者と随意契約をする。

様式3

随意契約理由書

担当課
危機管理課

契約内容	契約件名	館山市防災行政無線屋外拡声子局更新工事			
	業務概要	防災行政無線屋外拡声子局4か所の更新工事を行う。			
	契約金額	金30,371,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月1日			
	契約期間	令和4年8月1日 ~ 令和5年3月15日			
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社関東支店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>館山市防災行政無線屋外拡声子局は建柱後30年以上、無線装置は換装後13年以上経過しており、老朽化が進んでいる。今回は、早期更新の必要がある4か所（那古小学校、旧神戸小学校、神余小学校、館野小学校）の屋外拡声子局更新工事を行うもの。</p> <p>請負業者のJRCシステムサービス株式会社は、当該子局を設置した日本無線株式会社の子会社として、現在、館山市防災行政無線保守点検委託業務を請け負っており、本請負業者以外の業者では、拡声放送をするためのインターフェースについて技術的要件を満たさないため、現無線システムとの接続は不可能である。</p> <p>また、請負金額については、機器費分は、建設物価版又はJRCシステムサービス株式会社の通常取扱時の金額より安価に設定しており、労務費分は、国土交通省の単価基準に基づいて算出されている。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	清掃センター定期点検補修工事			
	業務概要	清掃センター各設備の定期点検及び補修 (燃焼設備・排ガス処理設備・計装制御設備・受入供給設備・建築設備の点検補修等)			
	契約金額	金124,029,400円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和4年8月5日			
	契約期間	令和4年8月5日 ~ 令和5年3月15日			
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

清掃センターのゴミ焼却処理の安定を図るため、毎年、定期点検補修工事を実施しているが、昨年度からは同施設での基幹的設備改良工事に着手しており、今年度中も両工事を並行して実施することになる。両工事とも、市民生活に直結しているゴミ処理施設の運転に対して制限を伴う工事であり、また狭小な施設内での作業となるため、両工事間での綿密な調整は必須であり、その調整には時間を要することになる。そこで、基幹的設備改良工事を受注した日立造船株式会社東京本社が本工事を併せて実施することにより、両工事間での調整に要する時間が不要となり、市民生活への影響を最小限に抑えることが可能となるため、随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
危機管理課

契約内容	契約件名	館山市防災行政無線親局更新工事			
	業務概要	防災行政無線親局の更新工事を行う。			
	契約金額	金32,908,700円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月25日			
	契約期間	令和4年8月25日 ~ 令和5年3月15日			
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社関東支店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>館山市防災行政無線親局は、設置後15年経過している。令和2年度には、液晶画面が映らなくなるなどの故障が発生したため、修繕工事を行い稼働できるようになったが、今後、不具合が発生した場合は、交換部品がないため全取り替えとなり工事期間は数か月を要する。</p> <p>防災行政無線が機能しない場合、災害などの非常時に迅速な情報伝達が困難となり、市民の安全に大きな支障となるため、更新を行うもの。</p> <p>請負業者のJRCシステムサービス株式会社は、当該親局を設置した日本無線株式会社の子会社として、現在、館山市防災行政無線保守点検委託業務を請け負っており、本請負業者以外の業者では、拡声放送をするためのインターフェースについて技術的要件を満たさないため、現有無線システムとの接続は不可能である。</p> <p>また、請負金額については、機器費分は、建設物価版又はJRCシステムサービス株式会社の通常取扱時の金額より安価に設定しており、労務費分は、国土交通省の単価基準に基づいて算出されている。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
こども課

契約内容	契約件名	中央保育園空調機設備更新工事			
	業務概要	中央保育園たんぼぼ組の空調機を更新する。			
	契約金額	金1,023,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月17日			
	契約期間	令和4年8月17日 ~ 令和4年10月31日			
	契約の相手	館山市長須賀672 和泉電機株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

3歳児の保育で使用している保育室の空調機が故障し使用できなくなった。真夏のこの時期の室温は30度を超える状況である。このような状況での保育は熱中症のリスクが高く危険である。空き保育室は無いため、他のクラスと合同となって密集した状況となり、新型コロナウイルス禍において、好ましくない環境での保育となっている。当該機は設置から26年経過して修理もできないため、更新することとする。当該事業者は今回の故障に際し、何度も当該機について診断しており現場を熟知している。また早急な対応が可能であり価格も適正であるため、当該事業者と随意契約をする。

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	館山市清掃センター 職員控室空調機入替工事		
	業務概要	清掃センターの職員控室のエアコンの入れ替え		
	契約金額	金866,800円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和4年8月5日		
	契約期間	令和4年8月5日	～	令和4年9月30日
	契約の相手	館山市長須賀339番地の3 株式会社 ユタカ設備工業所		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【2者見積比較】		
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

清掃センター職員控室で使用していたエアコンが故障してしまい修理を検討したが、機器があまりにも古い
ため、修理部品を調達することができず、新たなものに入れ替える必要が生じた。
猛暑の中作業する職員の健康状態を健全な状態で維持するためにも速やかにエアコンを設置する必要があ
ったため、直ちに機材の調達が可能で2社から見積もりを徴収したところ、本業者が最も安価であったため
随意契約を締結する。

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（小原地内 農地法面補修工事）	
	業務概要	災害復旧工事 ・農地法面補修工事 一式	
	契約金額	金616,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年8月17日	
	契約期間	令和4年8月17日 ~ 令和4年8月31日	
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和4年8月13日の大雨により、農地の一部が崩壊し、水路が閉塞した。この水路を利用している農業者の営農に支障が生じている。地元区より早急に現状復旧し営農活動の安全確保できるようにするため、緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の睦建設(株)と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（布沼地内 農道補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金801,900円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月18日			
	契約期間	令和4年8月18日 ~ 令和4年11月30日			
	契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和4年8月13日の大雨により、農道の一部の法面が崩壊した。この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し、営農活動が再開できるようにするため、随意契約により、工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7031号線 道路法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう（耐候性 3年） ・土のう（耐候性 3年） ・路肩盛土 ・重機回送・諸経費	N = 6袋 N = 50袋 N = 1式 N = 1式
	契約金額	金677,600円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年9月24日	
	契約期間	令和4年9月24日 ~ 令和4年10月4日	
	契約の相手	館山市北条2157番地 本多建設 株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和4年9月24日の大雨により、市道7031号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、市道に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の本多建設(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の本多建設(株)と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	館山小学校給水管漏水改修工事			
	業務概要	ポンプ室から高架水槽へ至る地中埋設の給水管が経年劣化により漏水したため改修工事を行う。			
	契約金額	金2,398,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年9月12日			
	契約期間	令和4年9月12日 ~ 令和4年11月30日			
	契約の相手	館山市西長田370番地 小金設備工業 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

学校敷地内で給水管の漏水が発生し、児童や職員の学校活動に支障をきたすことから、緊急対応が必要である。当該業者は現場の状況を熟知し、早急な対応も可能であると確認がとれたため、当該業者と随意契約をする。

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川長田川 倒木等撤去工事）	
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬 一式	
	契約金額	金339,900円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年9月24日	
	契約期間	令和4年9月24日 ~ 令和4年10月18日	
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和4年9月24日の大雨により、普通河川長田川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設(有) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設(有) と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	館山市衛生センター 計量機指示計修繕工事			
	業務概要	衛生センターの計量機指示計の修繕			
	契約金額	金1,589,500円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和4年9月26日			
	契約期間	令和4年9月26日 ~ 令和5年1月31日			
	契約の相手	東京都江戸川区鹿骨一丁目6番8号 (株)ワーク衡業			
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

9月24日に発生した落雷により、衛生センターで使用している計量機が破損してしまい、日々搬入される汚泥量を計測することができなくなった。
直ちに修理しなければし尿処理業務に多大な影響を及ぼすことになるため、現在使用している計量機を設置した本業者に直ちに修理を依頼し、計量機を正常な状態に復旧させ、し尿処理業務への影響を最小限にとどめる必要があるため、随意契約を締結する。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川洲宮川 護岸復旧工事）			
	業務概要	護岸復旧工事 一式 ・方塊ブロック（1000×1000×1000） N = 21個 ・袋詰玉石（1t用 割栗石） N = 18袋 ・コンクリート舗装（18-8-20 t = 100） N = 1式 ・路盤（RC-40 t = 100） N = 1式 ・重機回送・諸経費 N = 1式			
	契約金額	金2,563,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年6月22日			
	契約期間	令和4年6月22日 ~ 令和4年10月31日			
	契約の相手	館山市北条1,890番地 株式会社 山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和4年6月22日の大雨により、普通河川洲宮川が増水し護岸が崩落した。崩落に伴い、当該工事箇所に隣接する私道及び民地に被害が生じ大変危険な状態となっている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(株)山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道5046号線 道路法面復旧工事（その2））			
	業務概要	道路法面復旧工事 一式			
		・方塊ブロック設置（1000×1000×1000）	N = 6個		
		・大型土のう	N = 5袋		
		・土のう（耐候性 3年）	N = 1式		
		・重機回送・諸経費	N = 1式		
	契約金額	金526,900円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年9月24日			
	契約期間	令和4年9月24日 ~ 令和4年10月31日			
	契約の相手	館山市北条1,890番地 株式会社 山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和4年9月24日の大雨により、市道5046号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、隣接する市道に被害が生じ大変危険な状態となっている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(株)山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7032号線 道路法面復旧工事）		
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう（耐候性 3年） ・土のう（耐候性 3年） ・路肩盛土 ・重機回送・諸経費	N = 8袋 N = 50袋 N = 1式 N = 1式	
	契約金額	金485,100円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和4年9月24日		
	契約期間	令和4年9月24日 ~ 令和4年10月14日		
	契約の相手	館山市高井783番地 房総道路 株式会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

令和4年9月24日の大雨により、市道7032号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、市道に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の房総道路(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の房総道路(株)と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	準用河川作名川 河川災害復旧工事(3年災第4号)その2			
	業務概要	工事中道路工 敷鉄板 22×1524×3048 設置・撤去 A = 251m ²			
	契約金額	金1,247,400円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和4年9月1日			
	契約期間	令和4年9月1日 ~ 令和4年12月5日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業			
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

当該工事箇所において、契約相手の有限会社 鈴木建材興業は準用河川作名川 河川災害復旧工事(3年災第4号)を受注している業者である。関係地元区へ工事説明及び周知が完了しており、早期な現場着工が可能で円滑な施工が行えることから、準用河川作名川 河川災害復旧工事(3年災第4号)における工期内の当該工事の完成が見込めるため、有限会社 鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。